

令和7年度五泉市障がい者就労施設等からの物品等の調達方針

令和7年7月制定

1 趣旨

国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成24年法律第50号）第9条の規定に基づき、障がい者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針を定め、本市における障がい者就労施設等の受注機会の拡大を図るものとする。

2 適用範囲

この方針の適用範囲は、本市の全ての機関が発注する物品等の調達とする。

3 調達の対象となる障がい者就労施設等

調達の対象となる障がい者就労施設等は、次のとおりとする。

（1）障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）に基づく事業所等

ア 就労移行支援事業所

イ 就労継続支援事業所（A型・B型）

ウ 生活介護事業所

エ 障害者支援施設（生活介護、就労移行支援、就労継続支援を行う入所施設）

オ 地域活動支援センター

（2）共同受注窓口（受注内容に対応可能な複数の障がい者就労施設等にあっせん・仲介する業務を行う）

4 調達の対象となる物品等

本市において障がい者就労施設等から調達する物品等は次のとおりとする。

（1）物品

ア 食品類

イ 小物・雑貨類

ウ その他障がい者就労施設等が提供可能な物品

（2）役務

ア 清掃・除草・施設管理

イ 軽作業

ウ その他障がい者就労施設等が提供可能な役務

5 調達目標

令和7年度の調達目標は、2,090,000円とする。

6 調達の推進方法

- (1) 障がい者就労施設等からの提供可能な物品等の情報については、健康福祉課が当該施設等からの情報をもとに市の組織に提供し、市の組織はその情報を参考に、物品等の調達を推進する。
- (2) 障がい者就労施設等への発注に当たっては、当該施設等の提供能力を勘案し、納期の設定等に配慮する。

7 調達方針及び調達実績の公表

- (1) 本方針を策定又は見直しをしたときは、市ホームページ等で公表する。
- (2) 調達実績については、会計年度終了後、市ホームページ等で公表する。

8 その他

- (1) 障がい者就労施設等からの物品等の調達の推進に資するように、必要に応じて本方針の見直しを行うものとする。
- (2) この方針に関する担当窓口は、健康福祉課障害係とする。